



平成 28 年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

新学術領域研究（研究領域提案型）
『学術研究支援基盤形成』

平成 27 年 10 月 1 日

文部科学省

はじめに

本公募要領は、平成28年度科学研究費助成事業－科研費－「新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』」の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものです。

その他的一般的な事項については、平成27年9月1日付け「平成28年度科学研究費助成事業－科研費－（新学術領域研究・特別研究促進費）」に準拠します。

公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く研究を開始できるようにするため、平成28年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

目 次

1 公募の内容	1
(1) 制度の目的等	1
(2) 用語の定義	2
(3) 公募の対象	4
(4) 実施期間	4
(5) 応募金額及び採択予定件数	4
(6) 要件	4
2 審査方法	6
3 実施期間と評価等	6
(1) 中間・期末評価	6
(2) 計画の中止・採択の取消し	6
4 留意事項	7
(1) 支援課題の公募・選定方法	7
(2) 利用料の徴収の工夫	7
(3) 各年度の補助金の交付額	7
(4) 確認書の内容	7
(5) 他の関連する制度との重複制限等	8
(6) 重複制限の取扱い	8
(7) 本経費の使途	8
(8) その他	8
5 応募書類（事業計画調書）の作成・応募方法等	9
(1) 事業計画調書の作成	9
(2) 電子媒体及び紙媒体による応募	9
(3) 応募書類提出後のスケジュール（予定）	10
問い合わせ先等	11

【参考】

※応募書類の様式・記入要領については、文部科学省ホームページ（以下URL参照）よりダウンロードできます。

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/boshu/1362404.htm

新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』【科学研究費補助金】

〔背景〕

文部科学省では、平成22年度より「生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）支援活動」（以下、「旧制度」という）を実施し、研究者の自由な発想に基づく個々の学術研究に対して研究支援、リソース・技術開発支援を行うことにより、これら3分野の学術研究の推進に資する研究支援基盤（プラットフォーム）形成を図ってきました。一方、旧制度の枠組みに対しては、①厳しい財政事情の下、がん、ゲノム、脳といった分野特化型から分野横断型への転換をどのように図っていくか、②これまでに個々の研究者コミュニティが形成してきた研究支援基盤をより開かれたプラットフォームとするため、どのような方策をとるべきか、特に、新たなプラットフォームの運営体制において大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点をどのように位置付けるか、といった点が課題として指摘されていました。

このような課題を踏まえ、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会（以下、「審査部会」という）において、共同利用・共同研究体制の関係者の知見を踏まえつつ調査審議を行い、これを受け、文部科学省では、平成28年度より、旧制度を「学術研究支援基盤形成」（以下、「本制度」という）として発展強化させ、実施することとしました。

1 公募の内容

(1) 制度の目的等

〔目的〕

本制度では、「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を助成する科学研究費助成事業（以下、「科研費」という）により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点を中心機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下、「プラットフォーム」という）の形成を図る制度です。本制度は、こうしたプラットフォームの形成により、科研費に係る個々の研究課題への技術支援等※を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進し、我が国の学術研究の更なる発展に資することを目的としています。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用による技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援をいう。以下、同じ。

〔制度の内容〕

本制度は、研究活動に係る経費を助成するものではなく、研究支援に係る経費（プラットフォームの運営に係る業務実施費、人件費、装置の運転・維持管理費等）を助成するものです。

本制度は、次の2つのプログラムで構成されています。

① 複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う「先端技術基盤支援プログラム」

※旧制度で蓄積された研究支援のノウハウ等を更に発展強化させるものが望ましい。

② 研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う「研究基盤リソース支援プログラム」

このうち、旧制度を発展強化させるもの以外については、試行的実施とし、採択後、計画の実施状況等について評価等を実施します。その結果、学術研究の推進とプラットフォーム形成への貢献が特に期待できると評価された場合には、実施期間の延長や必要な予算措置等を行い、本格実施に移行します。

(2) 用語の定義

- ① 本要領における用語の定義は、以下のとおりです。また、図1に運営体制のイメージ図を示します。
なお、本制度でいう「研究支援代表者」、「研究支援分担者」、「連携研究支援者」及び「研究支援協力者」については、「科学研究費補助金取扱規程」第2条第2項、第3項、第4項及び第5項に定める「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」及び「研究協力者」を指します。また、各項に定める定義に加え、本制度においては以下の責務を負います。

[研究支援代表者]

「研究支援代表者」とは、中核機関と連携してプラットフォーム全体を運営することを通じ、研究支援に従事する責任者をいいます。研究支援代表者は、中核機関又は連携機関のいずれかに所属する者とします。

なお、応募に当たっては、研究支援代表者が中核機関の確認書を受理し、これを添付して申請を行います。

[研究支援分担者]

「研究支援分担者」とは、研究支援代表者と協力しつつ、プラットフォームの運営を分担することを通じ、研究支援に従事する者をいいます。研究支援分担者は、中核機関又は連携機関のいずれかに所属する者とします。ただし、技術提供等のみを行う研究支援分担者の参画を得ることが必要な場合は、この限りではありません。

[連携研究支援者]

「連携研究支援者」とは、研究支援代表者及び研究支援分担者と連携して研究支援に参画する者をいいます。なお、中核機関又は連携機関以外に所属する者でも構いません。

[研究支援協力者]

「研究支援協力者」とは、研究支援への協力をうる者をいいます。なお、中核機関又は連携機関以外に所属する者でも構いません。

[中核機関]

「中核機関」とは、大学共同利用機関又は共同利用・共同研究拠点であって、研究支援代表者を援助し、当該研究支援代表者がプラットフォーム運営に係る責任を果たすことを確保する機関をいいます。また、連携機関の研究支援業務についても調整役としての責任を負います。

中核機関は、連携機関間の調整等を含め、本制度に係る研究支援業務を中核機関の中長期的な計画上に位置付けることを前提として、機関の設置目的等の範囲内において、当該業務の遂行に必要な措置を執る旨の確認書を提出することとなります。（複数の機関が共同で中核機関となることも可能とします。その場合、当該機関のうち、1つの機関が確認書を取りまとめ、提出することとなります。）

[連携機関]

「連携機関」は、中核機関とともに、プラットフォームを構成する機関をいいます。連携機関は、所属する研究支援代表者又は研究支援分担者に対する必要な援助を通じ、該当する技術支援等に関する研究支援業務を行います。

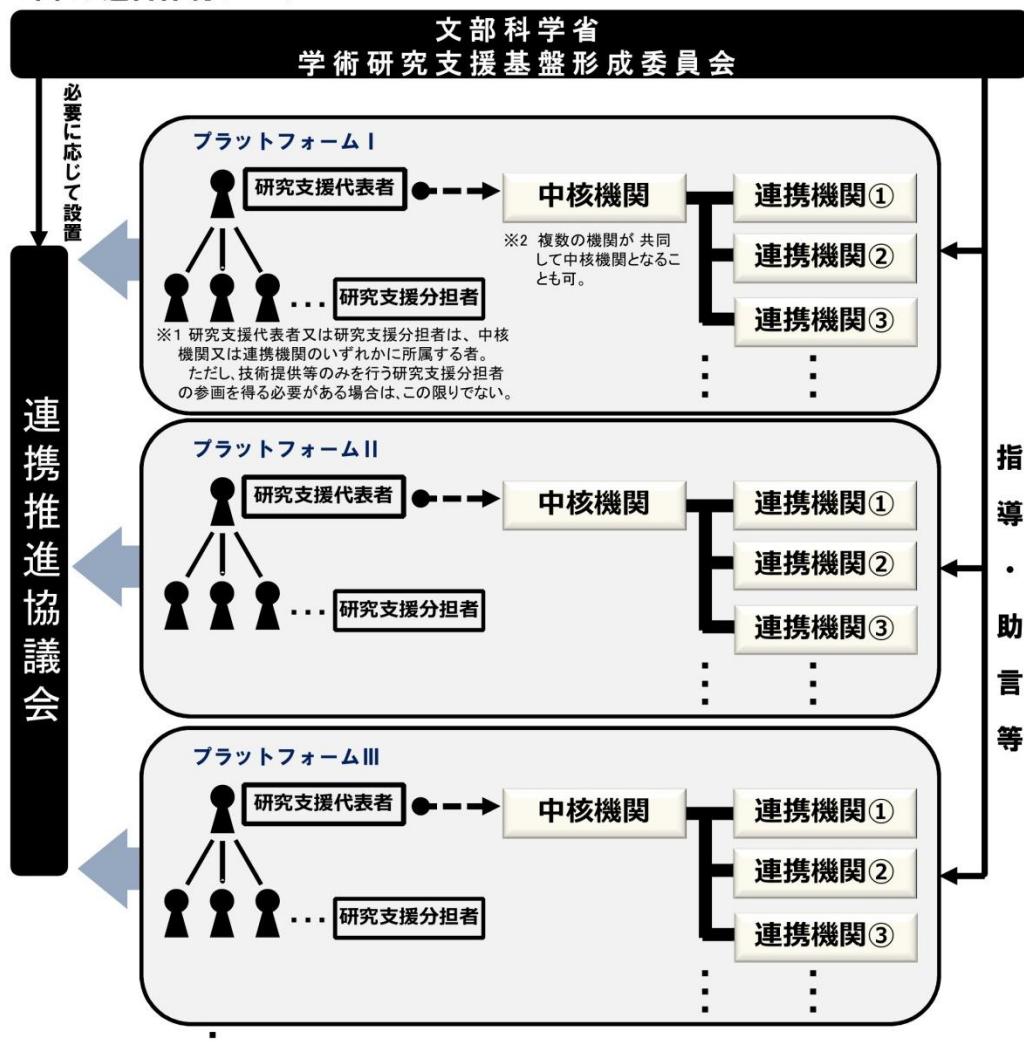
[学術研究支援基盤形成委員会]

「学術研究支援基盤形成委員会」(以下、「委員会」という)とは、本制度の審査・評価等の具体的な実施方針・基準等を策定・運用するとともに、それらの結果を踏まえ、必要に応じ、指導助言・フォローアップ等を行う文部科学省の組織です。

[連携推進協議会]

「連携推進協議会」とは、採択された後、委員会において、各プラットフォーム間の連携促進・調整・情報共有を図ることが有用と判断された場合、設置することを求めるプラットフォーム間で構成される運営組織をいいます。連携推進協議会は、当該プラットフォームの研究支援代表者及び中核機関の関係者等から構成されます。

図1. 運営体制イメージ



(3) 公募の対象

公募は、以下に区分して行います。

①複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う「先端技術基盤支援プログラム」

※旧制度で蓄積された研究支援のノウハウ等を更に発展強化させるものが望ましい。

②研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う「研究基盤リソース支援プログラム」

(4) 実施期間

①「先端技術基盤支援プログラム」

平成28年度から6年間

②「研究基盤リソース支援プログラム」

旧制度を発展強化させるもの：平成28年度から6年間

上記以外：平成28年度から3年間（試行的実施）

(5) 応募金額及び採択予定件数

計画の内容、審査結果等を勘案の上、予算の範囲内（直接経費総額20億円程度）で配分することを予定していますので、金額の算定に当たっては、本制度の背景・目的を踏まえ、真に必要とされるものに限り、提案する内容に基づき、適切な規模の申請を行ってください。

また、審査結果等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直し等を求めることがあります。この場合、必要に応じ、委員会において、フォローアップを実施します。

今回対象とする各区分の支援機能、応募金額及び採択件数の目安は、以下のとおりです。

①「先端技術基盤支援プログラム」（総額16億円以下）

モデル動物、バイオイメージング、ゲノム解析などの支援機能を担うプラットフォーム。1件当たりの応募金額の上限を設けず、3件程度を採択。

※これらのキーワードの支援機能の他、旧制度で蓄積された研究支援のノウハウ等を更に発展強化させるものについては、最先端の研究設備や学術的価値を有する共通的研究（技術）支援基盤を活用し、幅広い研究分野・領域や研究者のニーズに供する研究支援機能に限り、これらのプラットフォームに組み合わせて提案することができます。

②「研究基盤リソース支援プログラム」（総額4億円以下）

人文社会系などの学術アーカイブズ、デジタルアーカイブズ、旧制度の発展強化によるコホート・生体試料（病理組織標本）などの支援機能を担うプラットフォーム。人文社会系などの新たなプラットフォーム形成を目指すものは、試行的実施として、1件当たりの応募金額3千万円/年程度、旧制度の発展強化によるものは、1件当たりの応募金額の上限を設けず、全体を通じて若干数を採択。

(6) 要件

本制度の対象とする計画は、「1(1)」の目的に合致し、以下の全ての要件を満たす必要があります。

① 本制度は、以下の科学研究費補助金取扱規程（文部科学省告示）第2条に規定されるいづれかの機関に所属する者を研究支援代表者として、複数の機関の緊密な連携により、一定規模のプラットフォームを構築している計画を対象とすること。

- (a) 大学及び大学共同利用機関
 - (b) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - (c) 高等専門学校
 - (d) 文部科学大臣が指定する機関(独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等)
- ② 研究支援代表者は、「(5)応募金額及び採択予定件数」に掲げる内容を参考としつつ、当該支援機能を有する大学共同利用機関又は共同利用・共同研究拠点を中核機関とした複数の連携機関と十分に調整し、合意を得た上で、プラットフォーム全体の活動の提案を取りまとめ、応募すること。
- ③ 中核機関は、連携機関間の調整等を含め、本制度に係る研究支援業務を中核機関の中長期的な計画上に位置付けることを前提とした確認書を研究支援代表者を通じて提出すること。
- ④-1 「先端技術基盤支援プログラム」にあっては、複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域や幅広い研究者の利用・ニーズのある技術支援等の実績を有していること。
その際、技術支援等の機能に応じて、最先端の研究設備や、学術的価値を有する共通的研究（技術）支援基盤等を有し、研究者のニーズ・実績が相当程度見込まれるものに精選し、効率的・効果的な支援が行えるよう、十分留意すること。
- ④-2 「研究基盤リソース支援プログラム」にあっては、
- ・ 支援対象となる研究分野の進展に不可欠であり、継続的かつ組織的な収集・保存・提供等の体制が必要なリソースであること。
 - ・ 利用する研究者のクリティカルマスが存在するリソースであること。
 - ・ 我が国固有の研究、あるいは我が国が優位性を有する研究を進めていく上で重要なリソースであること。
 - ・ 他の事業等で実施されているリソースとの区別、役割分担・連携が明確にされていること。
- ⑤ 対象プラットフォームの領域の支援を実施するために十分な高い技術を有すること。特に、設備の利用に係る指導・支援に関して、高度な専門能力と豊富な経験を有する技術支援者を配置していること。
- ⑥ 設備の利用機会の提供や技術支援等に加えて、これらを通じて利用者に対し、研究面での相談等に対応できる体制を有していること。
- ⑦ 開始当初から直ちに利用者への設備の利用機会の提供や技術支援等を行えること。
- ⑧ 民間企業等において既に行われている同種の有料サービスとの区別化が明確であり、学術研究上の公共性を有すること。
- ⑨ 利用機会の公平性・効果的利用を確保するための工夫（支援課題の開かれた募集、若手研究者への配慮等）が講じられていること。
- ⑩ 全体の活動情報の集約と発信、利用者に対する案内窓口としてワンストップサービスなどの情報発信・提供体制の工夫が講じられていること。
- ⑪ 技術支援者の実地研修、技術指導講習会等、交流活動（プラットフォームの提供する技術支援等に関するワークショップ、シンポジウム等）の企画、実施など、技術支援等に係る人材育成、異分野融合等を目的とした活動の工夫が講じられていること。
- ⑫ 研究支援業務の質の向上のための仕組みを講じること。（利用者のニーズ・満足度等を把握し、運営改善に確実に反映させるための措置など）
- ⑬ 本制度による研究支援業務に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑭ 採択後、委員会において、各プラットフォーム間の連携促進・調整・情報共有を図ることが有用と判断さ

れたプラットフォームの研究支援代表者及び中核機関の関係者等は、「連携推進協議会」を設置し、以下の取組を推進すること。「連携推進協議会」の運営に関する業務は、いずれかのプラットフォームの中核機関が行うこと。

- ・プラットフォーム間の連携・交流促進（成果報告会、シンポジウム等の企画・開催等）
- ・全体の活動計画の情報集約、情報発信
- ・人材育成・国内外ネットワークとの連携（利用者間の相互交流、他機関との交流、相談機能等）

2 審査方法

委員会を設置し、書面審査及びヒアリング審査を実施の上、審査部会で採否を決定します。審査は、本制度の目的・内容等を踏まえ、「1(6)要件」に掲げる①～⑯の観点及び「4 留意事項」の諸点に基づき、実施します。

3 実施期間と評価等

(1) 中間・期末評価

委員会において、開始から3年目に中間評価、実施期間終了年度に期末評価を実施し、継続の可否を判定します。

各評価においては、それまでの活動状況及び実績を踏まえ、目標を達成しうるか否か、取組の有用性等について確認した上で、継続の可否を判定するほか、必要に応じ、計画の変更、中止等の見直しを行います。

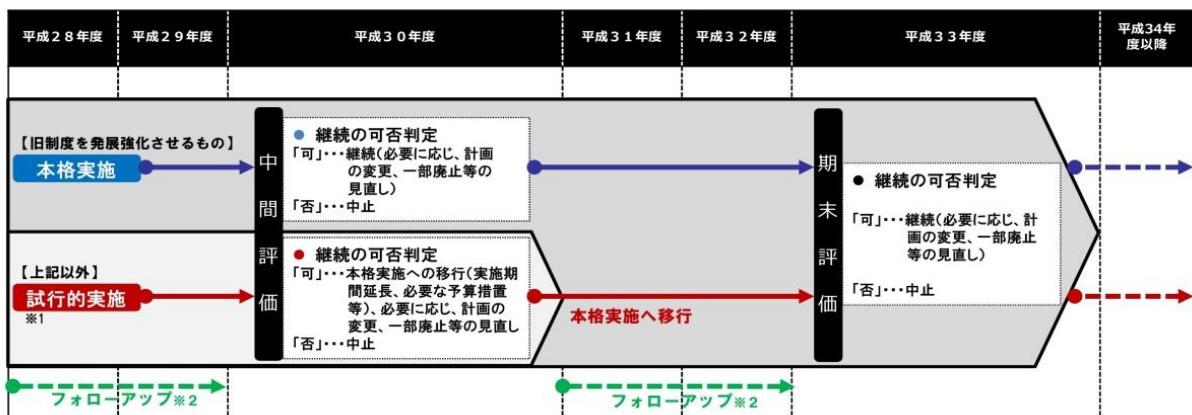
試行的実施については、中間評価において継続の可否を判定するとともに、「可」の場合には、実施期間延長や予算措置等を行い、本格実施への移行措置を講じます。

(2) 計画の中止・採択の取消し

上記の評価にかかわらず、フォローアップ等を通じて、計画の履行状況に重大な問題が認められた場合、応募書類に記載された内容に虚偽があった場合、計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合は、計画の変更・中止を指示したり、採択を取り消したりすることがあります。

また、実施期間については、国の方針の変更等により、全面的な見直しや、変更中止もあり得ます。

図2. 評価等のスキーム



※1 「試行的実施」は、3年間の実施期間で採択。

・採択後、計画の実施状況等について評価等を実施。

・プラットフォーム形成への貢献が特に期待できると評価された場合は、本格実施に移行

※2 審査結果等を踏まえ、計画の見直し等が求められた場合、必要に応じ、フォローアップを実施。

4 留意事項

(1) 支援課題の公募・選定方法

利用者が所属する組織や学問分野に関わらず、公平性・透明性を確保し、プラットフォームが利用されることが必要です。

このため、支援課題の選定に当たっては、ホームページや関連学会での広報などを通じて、できる限り幅広く課題を募集するとともに、専門分野に著しい偏りがない複数の委員による合議制の課題審査等、支援課題の選定の公平性・透明性を、利用者の利便性に留意しつつ、確保してください。

また、プラットフォームの効果的な利用を図るため、例えば、若手研究者や小規模科研費採択課題の実施者の支援について可能な範囲で優先的に扱うなど、運用上の工夫を講じることも期待されます。

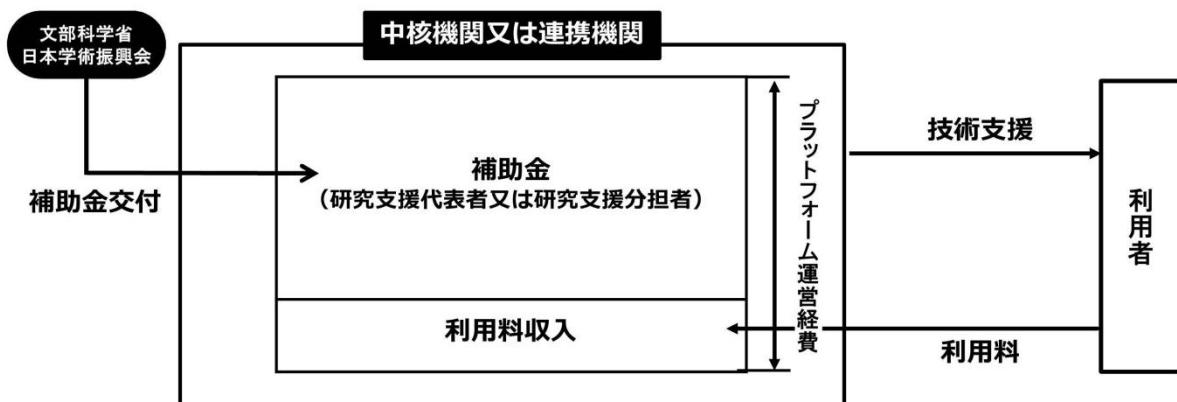
(2) 利用料の徴収の工夫

中核機関は、プラットフォームの安定的運営のため、必要に応じて連携機関と協議の上、利用者から利用料を徴収するための工夫を講じることが期待されます。

また、徴収した利用料は、本制度に係る研究支援業務の維持費（例えば、光熱水費や消耗品費）や設備共用化に必要な経費（講習会費、共用設備の高度化・修繕費等）の一部として計画に充当・還元することが考えられます。

利用料金の設定に当たっては、光熱水費、消耗品費、共用設備の高度化経費を念頭に、適切な額とすることが必要となります。図3に利用料徴収の流れを示します。

図3. 利用料徴収の流れ



(3) 各年度の補助金の交付額

提案内容の審査結果や、補助事業者からの取組実施状況の報告等を踏まえ、毎年度、補助事業の実施に必要な適切な経費を委員会で算定した上で、審査部会において決定します。

(4) 確認書の内容

研究支援代表者は、本制度に応募する際に、以下について、中核機関の同意を得ておくことが必要です。中核機関は、連携機関間の調整等を含め、本制度に係る研究支援業務を中長期的な計画上に位置付けることを前提とした確認書（名義は、当該機関の長等）を研究支援代表者を通じて提出することが必要です。

〈確認書に盛り込むべき内容〉

- ・第3期中期目標期間及び中期計画との関連性を明記すること。
- ・同計画を当該機関の業務の一部として行うこと。
- ・計画の実施に際し、当該機関のインフラ（施設、スペース、設備等）の使用に関し便宜を図ること。
- ・研究支援代表者への援助・積極的協力をを行うこと。
- ・連携推進協議会の運営に関する業務を行うこと。
- ・研究支援業務の運営の公平性・透明性の確保に必要な措置(利用者のニーズ・満足度を踏まえた点検・評価を含む)を講じること。
- ・その他、計画の実施に際し、必要な研究支援業務等を行うこと。

(5) 他の関連する制度との重複制限等

現に又は今後、国等から助成を受ける関連性の高い制度がある場合は、その制度との相違を明確に区分するとともに、本制度の実施に支障がないものである必要があります。

(6) 重複制限の取扱い

本制度に応募する場合、通常の新学術領域研究や他の研究種目との間で重複制限は課されません。

(7) 本経費の使途

原則として、プラットフォームの運営に直接係る費用となります。設備改修等については、本制度に直接係るものについては、充当することが可能ですが、管理的性格の経費については、間接経費で手当してください。

また、原則として、研究活動に係る経費や、新たな機械装置の購入、製造に係る経費は認められませんので留意してください。

(8) その他

プラットフォームの運営に必要な経費に関し、中核機関及び連携機関の間の取決めにより、業務分担の実情に応じた合理的な負担の在り方を定めることは任意です。

5 応募書類（事業計画調書）の作成・応募方法等

応募に必要な書類は事業計画調書です。

（応募に必要な各様式は以下の文部科学省の科学研究費助成事業ホームページから取得してください。）

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/bosbu/1362404.htm

今回は事業計画調書の提出の際、電子申請システムを使用しませんので、研究支援代表者は事業計画調書を所属する研究機関が指定する期日までに所属研究機関の取りまとめ担当に提出してください。

事業計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりです。

（1）事業計画調書の作成

事業計画調書について

研究支援代表者は、事業計画調書の様式（Excel ファイル及び Word ファイル）に、応募内容を記入後、それを PDF ファイルに変換した上で結合し、1 つの PDF ファイル（事業計画調書の完成版）としてください。

＜研究支援代表者が作成する書類＞

事業計画調書		
前半	後半	別紙
Excel ファイル	Word ファイル	Word ファイル (研究支援代表者が中核機関 に作成を依頼し徴収。)

（2）電子媒体及び紙媒体による応募

電子媒体について

研究支援代表者が作成・徴収した電子媒体のうち、

- ・「Excel ファイル」：前半のファイル
 - ・「PDF ファイル」：前半・後半・別紙を結合した事業計画調書の完成版
- を所属研究機関の担当者宛に提出してください。

紙媒体について

上記「PDF ファイル」（事業計画調書の完成版）を両面・左側 2 つステープル綴じで印刷（カラー可）したもの 50 部を所属研究機関の担当者宛に提出してください。

所属研究機関の担当者は、所属する研究支援代表者が作成した電子媒体及び紙媒体の事業計画調書を取りまとめ、「Excel ファイル」及び結合後の「PDF ファイル」（事業計画調書の完成版）を次頁の E-mail アドレス宛に提出するとともに、「応募書類の提出書」（様式 I-2）及び事業計画調書別紙の原本を各 1 部添付した上で、紙媒体についても両面・左側 2 つステープル綴じ印刷（カラー可）したもの 50 部を文部科学省に提出してください。

【事業計画調書の提出先】

<電子媒体のメール送信先>

E-mail : kenjo@mext.go.jp

※メールの件名は、「【機関名】新学術領域研究（学術研究支援基盤形成）の応募について」としてください。

※文部科学省では10MBを超える容量のメールは受信できませんので、御注意ください。

<紙媒体の郵送先>

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局学術研究助成課 科学研究費第二係

※封筒等の表紙には、「新学術領域研究（学術研究支援基盤形成）事業計画調書 在中」と朱書きしてください。

※押印済みの「応募書類の提出書」（様式I-2）及び「事業計画調書別紙」の原本各1部を同封してください。

【事業計画調書の提出期限】

平成27年11月18日（水）午後4時30分（厳守）

※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

※応募書類の提出（送信）後に、事業計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

(3) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

「新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』」の応募書類提出後のスケジュールは以下のとおり予定しています。

新学術領域研究（研究領域提案型） 『学術研究支援基盤形成』	
平成27年10月～	
平成28年2月	審査※1
平成28年	
2月上旬	交付内定
4月上旬	事業開始
4月下旬	交付申請
6月下旬	交付決定
7月中旬	送金（前期分）※2
10月頃	送金（後期分）※2

※1 審査・評価業務は文部科学省が行い、交付内定以降の交付業務は日本学術振興会が行います。

※2 平成24年度より、当該年度の交付請求額（直接経費）が300万円以上となる場合には、前期分（4月～9月）、後期分（10月～3月）に分けて送金し、交付請求額（直接経費）が300万円未満となる場合には、前期に一括して送金しています。

問い合わせ先等

- 1 この公募に関する問い合わせは、研究機関を通じて下記あてに行ってください。

文部科学省研究振興局学術研究助成課

電話 03-5253-4111（代表）

区分	担当係	内線・直通
公募要領全般	科学研究費第二係	内線：4316, 4087 直通：03-6734-4087

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

- 2 この公募要領に記載している内容は、文部科学省のホームページで御覧いただけます。
また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

文部科学省科学研究費助成事業ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/boshu/1362404.htm